

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新発田市	米倉・大槻地区 (米倉、大槻集落)	平成24年12月	令和3年3月

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	202.67 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	152.95 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	25.52 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.52 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	0 ha

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

地域内の水田は、概ね基盤整備、農地集積が成され、担い手経営体も確定しているが、自然災害や獣害、更なる担い手確保と育成について協議が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集約済み。農地の維持管理について、引き続き協議が必要である。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>基盤整備への取組方針 面工事・暗渠工事が終了し、現在は本換地に向け協議が進んでいる。今後も維持管理について、協議を継続する。</p>
<p>担い手確保と育成の取組方針 引き続き、関係機関と連携し担い手確保と育成に努める。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 猿害と近年増えつつある猪害の対策として、自治会と連携し山際に電気柵の設置をしている。引き続き、維持管理に努める。集落に隣接する畑でハクビシンとタヌキによる被害も増えつつあるが、関係機関と対象について協議する。</p>
<p>災害対策への取組方針 地域的に風害の被害防止のため、取水方法など被害軽減策について、情報を共有する。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
	貸付け	作業委託	売渡
特になし			
計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。